



令和4年度 嘉手納町公立学童入所申込案内

申込期間：令和3年11月8日（月）～12月3日（金）（土日祝日除く）

受付時間：8時30分～17時15分【12時～13時は除く】

※12月2日（木）、3日（金）については、19時まで受付します。

受付場所：嘉手納町役場 子ども家庭課 保育支援係（役場1階） TEL：956-1111（内線123）

対象者：令和4年4月1日より入所を希望する児童

【注意事項】

- ・入所決定は先着順ではありません。
- ・**申込の必要書類に不備があると受付することが出来ませんので、ご注意ください。**
- ・**受付期間を過ぎての申込みは、入所判定で不利になりますのでご注意ください！**
- ・継続入所を希望する場合も、入所申込みの手続きは必要です！
- ・新規入所の場合は、希望する施設の見学や情報等を必ずご確認の上、お申込みください。
- ・募集定員を超える申込があった場合は、入所できないことがあります。（その際は待機登録となります。）



●学童保育 学童保育は、保護者の就労や病気等やむを得ない事情のため、家庭において保育に欠ける（保育を必要とする）児童が利用できます。したがって、どのお子さんでも無条件に入所することはできません。

●入所対象児童

1. 町内に在住する小学1年生から6年生までの普通学級の児童
2. 町内に在住する小学1年生から6年生までで、次の障害児保育の対象となる児童
 - (1)身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童
 - (2)上記と同等程度の障害を有すると医師又は児童相談所等の専門機関から判定された児童
 - (3)特別支援学級に在籍又は在籍見込の児童

●公立学童施設一覧

名称	定員	所在地	電話番号
たいよう学童	60人	嘉手納町字嘉手納290番地9	098-956-2361
屋良学童クラブ（屋良小在学児のみ）	20人	嘉手納町字嘉手納119番地39	080-2777-0545

※嘉手納小在学児については、嘉手納学童クラブは令和3年度で廃止し、小学校内学童を令和4年4月1日より開所を予定しているため、そちらをご利用ください。

※通常の開所時間は、月～金：学校終了後～午後6時30分、土：午前8時30分～午後5時までです。

※小学校の休業期間（夏休・秋休・冬休・春休）は、午前8時～午後6時30分までです。

※閉所日は、日曜、祝日、振替休日、慰霊の日及び12月29日～1月3日です。

ただし、暴風警報発令時や新型コロナウイルス、インフルエンザ流行時等には緊急で閉所する場合があります。

●利用料金 **月額10,000円（食料費含む）** ※月途中の入退所の場合は、所定の日割り額を徴収します。

- ・支払方法：納付書支払い（金融機関やコンビニにて毎月15日（土日祝日の場合は翌営業日）までに）
- ・保育料減免制度あり（対象：ひとり親世帯かつ市町村民税が非課税である世帯） ※子ども家庭課にて要申請

～ 裏面にも案内がございます。 ～

●民間学童施設一覧 ※各施設との直接契約になりますので、入所希望の場合は各自でお問い合わせください。

名称	定員	所在地	電話番号
サンハート	20人	嘉手納町屋良一丁目21番地1	098-957-3117
栄光学童	25人	嘉手納町字屋良964-1	098-957-3373
未来キッズ学童クラブ	40人	嘉手納町字水釜202番地	070-1345-4204
(仮称) 嘉手納小学校内学童クラブ※	80人	嘉手納町字嘉手納312番地	098-840-2150

※利用料金、開所時間や閉所日については、施設により異なりますので直接お問い合わせください。

※(仮称) 嘉手納小学校内学童クラブについては、令和4年4月1日より開所予定です。当該学童クラブへの申込につきましては、嘉手納町役場 子ども家庭課の窓口で書類配付と代理受付を行います。

●公立学童クラブへ入所できる基準

保護者等(父母、18歳以上65歳未満の同居人)が以下のいずれかに該当していること。

	事由	状況	利用期間
1	就労	月64時間以上で就労していること。	就労期間中
2	就学・職業訓練	学校教育法に基づく教育施設に在学または職業開発促進法に基づく職業訓練を受けていること。	就学期間中 ※通信制、習い事、塾、教室等は除く。
3	求職活動	求職活動を行っていること。※起業準備含む。	最長3ヶ月
4	妊娠・出産	妊娠中または出産後間もないこと。	産前3ヶ月、産後2ヶ月 ※状況に応じて、申立により産後4ヶ月まで延長可能。
5	疾病・障害	保護者が疾病や障害を有しており保育が困難な状況であること。	保護者の療養期間中
6	同居親族の看護・介護	疾病又は常時介護が必要な同居親族を看護(介護)しており保育が困難な状況であること。	看護(介護)者の療養期間中
7	災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたっていること。	申請内容により判断
8	DV等	虐待やDVのおそれがあること。	申請内容により判断
9	その他、町長が認める上記の事情に類する状態であること。		申請内容により判断

●提出書類 ※「◆」は指定様式です。必要な方は町HPまたは子ども家庭課にて提供しております。

1. 放課後児童健全育成事業申請書(黄緑色)
2. 誓約書
3. 同意書(チェックおよび保護者の署名、押印)
4. **保護者等(18歳以上65歳未満の同居人含む)の以下該当項目の必要書類**

保護者の状況		提出書類
1	就労 (採用予定含む)	◆就労証明書(表面) ※更新のある場合は、更新の都度提出が必要!
	自営業	◆自営業申立書(就労証明書裏面記載)
	フリーランス	仕事内容を証明する添付書類(税申告書、開業届、営業許可証など)
2	就学・職業訓練	在学証明書、カリキュラム(時間割など)、入学予定の場合は合格通知等の写し
3	求職活動	◆求職申立書(ハローワークカードがある場合は添付)
4	妊娠・出産	◆妊娠・出産入所に関する同意書 親子健康手帳の写し(分娩予定日の記載があるページ)
5	疾病・障害	◆診断書<<保護者・同居者用>>、身体障害者手帳や療育手帳等の写し
6	同居親族の看護・介護にあつている方	◆診断書<<看護・介護証明用>>(介護保険被保険者証がある場合は添付)
		◆看護(介護)申立書

5. 該当する世帯のみ提出が必要な書類

	世帯状況	提出書類
1	ひとり親世帯 (①②③④いずれか)	①児童扶養手当受給者証、②母子及び父子家庭等医療費受給者証、 ③遺族年金受給者証、④(上記以外)戸籍謄本(離婚日確認)
2	生活保護世帯	生活保護受給証明書または被保護者証明書の写し
3	申請児童が障がい児 申請児以外の在宅障がい児	身体障害者手帳、療育手帳または特別児童扶養手当証書等の写し ◆医師等の意見書等、◆診断書《保護者・同居者用》
4	R 3. 1. 1時点で町外在住の方	令和3年度課税証明書 ※R 3. 1. 1時点の住民登録市町村で発行
5	軍人・軍属の方	2020W-2 (Wage and Tax Statement)
6	転入予定の方	◆転入申立書、添付書類(契約書など) ※2月末までに住民登録が必要

～ 注意事項 (必ず下記の内容をご確認ください) ～

●学童クラブ入所について

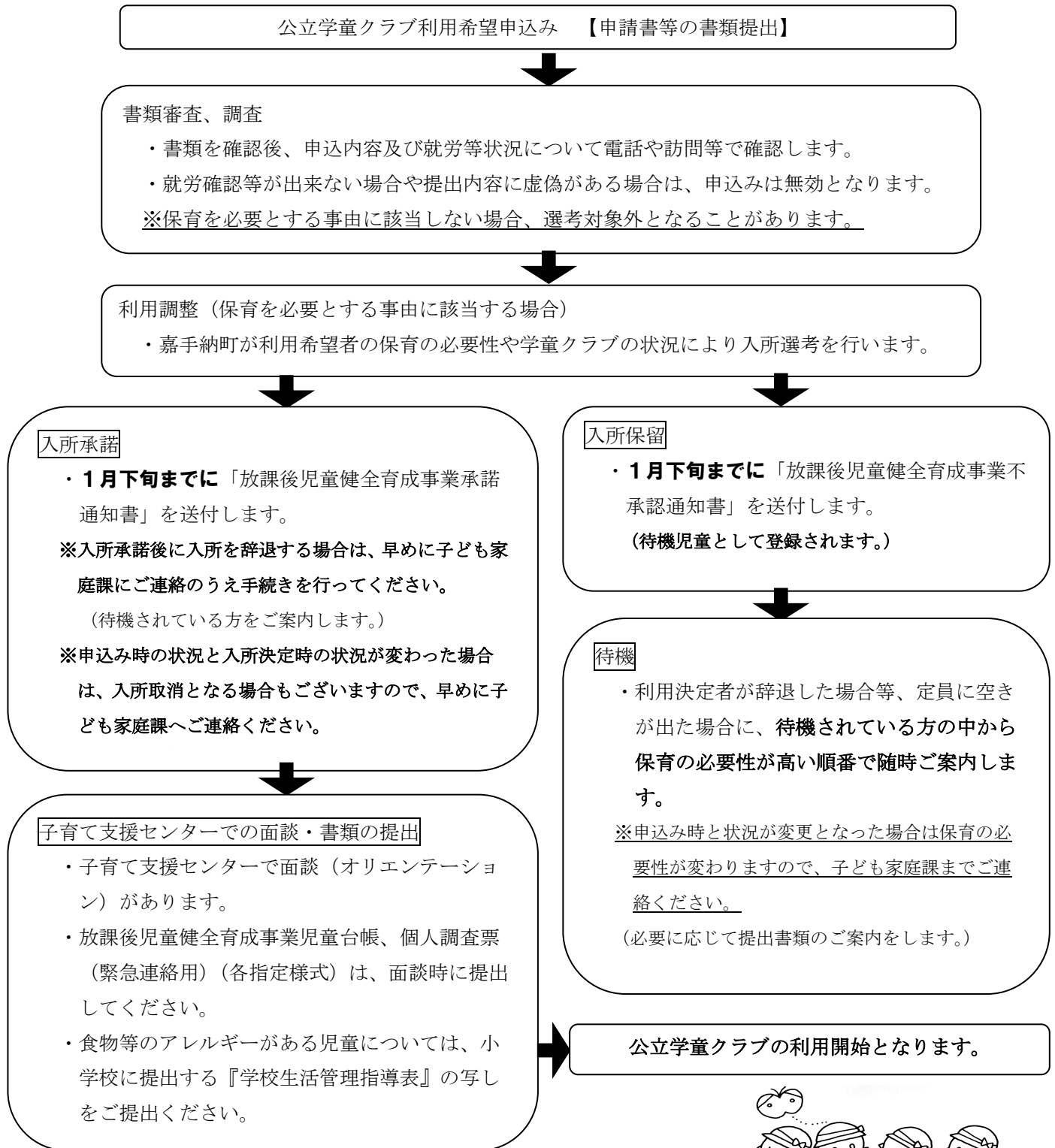
- ① 令和3年度の申込をしている方も、令和4年4月からの入所を希望する方は新たに申込みを行う必要があります。
- ② **申請書類に不備がある場合は受付することが出来ないため、選考の対象となりません。**
- ③ 入所基準に該当し、児童に歩行や言語など発達の遅れ、疾病、アレルギー等があると思われる場合は、入所申込書に記入し、面接の時に必ずお申し出ください。
- ④ 入所案内は申込の先着順ではなく、書類審査等により保育を必要とする事由があるか確認後、保育の必要性の高い順番に行います。
- ⑤ **令和4年4月入所選考に関して、希望施設・希望順位の変更は令和3年12月3日(金)まで可能です。認印をご持参の上、子ども家庭課までお越しください。(電話での変更はできません。)**
- ⑥ 学童クラブ入所決定後でも、申込書や添付書類等に虚偽がある場合又は学童保育における集団生活に支障がある場合は、入所を取り消すことがあります。
- ⑦ 求職活動中での入所可能期間は最長3ヶ月となります。期間が満了となる前に勤務(または採用予定)が決まった場合は、早めに子ども家庭課まで「就労証明書」等の書類を提出してください。
- ⑧ 転入予定の場合は「転入申立書」と添付書類の提出を行い、2月末までに住民登録が必要となります。
- ⑨ 育児休業を取得される場合、または育児休業取得中の場合は、学童クラブのご利用はできません。

●学童クラブ入所後について

- ① **保護者の勤務先の変更や退職又は入所時と家庭の事情が変わった場合は、必ず子ども家庭課まで変更を届出ください。提出及び連絡がなく、その内容が判明した場合は、退所となる場合があります。**
- ② 学童クラブ入所後も、電話・訪問等により就労等状況の確認を行います。その際に勤務確認が出来ない場合や申請内容と異なる場合は、退所となる場合があります。
- ③ **年度内において勤務の任用期間に更新がある場合は、現況確認のためその都度の確認書類の提出が必要となります。連絡なく指定期限を過ぎても提出がない場合は、退所となる場合があります。**
- ④ 児童本人の入院等特別な理由を除き、自己都合により1ヶ月以上欠席する場合は、退所となる場合があります。ただし、その期間中も保育料は納めていただきます。
- ⑤ 毎月の学童保育料が納期限内に支払われない場合は、次年度の学童保育入所継続選考の際に不利益を被る場合があります。家庭の事情等で保育料支払に関するご相談がある場合は、必ず子ども家庭課までご連絡ください。
- ⑥ 退所を希望する場合は、退所する10日前までに子ども家庭課で退所手続を行ってください。

《公立学童クラブ入所までの流れ》

利用調整については、保育の必要性が高い方から利用施設を決定しております。施設の利用定員を超えて申込がある場合には待機となることがありますので、予めご了承ください。



《年度途中における公立学童クラブ入所について》

入所希望がある場合は、入所申請にかかる書類一式をご準備のうえ、子ども家庭課までご提出ください。（各クラブに空きが出次第選考対象となりますので、待機されている方の中から保育の必要性が高い順番で随時ご案内します。）

申込 → 書類選考 → 空き次第案内（内定） → 面談 → 学童クラブ利用に関する決定

【問い合わせ先】 嘉手納町子ども家庭課 保育支援係 TEL：956-1111（内線123）/FAX：956-8094